

くみあいニュース No. 175

2022.11.11 発行 京都工芸繊維大学職員組合発行

<https://laborunion.xsrv.jp/kitunion>

2022年度第1回労使協議：職員給与規則等の改正について

2022年11月1日、松ヶ崎キャンパスおよび嵯峨キャンパスの過半数代表とともに労使協議に出席しました。協議事項は過半数代表の梅原先生、都丸先生から既に報告いただいておりますが、概要は下記の通りです。資料は pdf ファイルにて送付します。報告が遅くなり申し訳ありませんでした。

*職員給与規則等の改正について(添付資料参照)

令和4年の人事院勧告を踏まえた国家公務員の給与関係法令の改正案に準じ、本学の職員給与規則等について以下の改正案が示されました。

- 1) 月例給は国の基準に合わせて改定されることが示されました。改定対象となる級号給は以下のとおりです。
一般職:1-87 以下、2-55 以下、3-35 以下、4-15 以下、5-6 以下
教育職:2-59 以下、3-35 以下、4-23 以下
- 2) 賞与については、勤勉手当相当分の支給月数を年間 0.10 月分引上げる(期末・勤勉手当合計:現行年 4.30 月→年 4.40 月)ことが提示されました。これにより、令和4年度 12 月期の勤勉手当が 0.95 月から 1.05 月に 0.10 月分 UP し、令和5年度以降は6月期、12月期ともに勤勉手当が 0.95 月から 1.00 月分へ 0.05 月分 UP することになります。
- 3) 年俸額は、基本給及び勤勉手当に相当する部分(人事院勧告に準拠している部分のみ)について、上記の内容に準じて改定されることが提示されました。改定の対象となる給与は以下のとおりです。
1 号年俸制(新年俸制):基本給、業績変動額及び年次業績給
2 号年俸制(旧年俸制):成績給

期間雇用非常勤職員及び特定再雇用職員に支給する勤勉手当についても上記に準じて改定されるということです。月例給は令和4年4月1日、賞与は令和4年12月1日、年俸制適用職員は令和5年1月1日実施予定とのことです。

新執行部による学長への挨拶

2022年11月7日12時15分から森迫学長に役員交代に伴う新執行部からの挨拶を行いました。組合からは射場委員長、半場副委員長、竹井書記長、山田書記次長、本柳書記次長が出席し、法人側からは森迫学長、小酒井事務局長、吉本理事、岡田人事労務課長他が出席されました。

組合からは毎年実施しているアンケートに寄せられた意見を学長に伝えました。現状の満足度が低く、閉鎖的で風通しの悪い雰囲気が学内にあることを伝えました。それに対して学長は、よりよい職場環境へと改善する方法を探していきたい、教職員の個人個人の希望すべてに応えることはできないが、コミュニケーション不足もあったと思うと述べられました。

職場での困りごと、組合の活動へのご意見、法人への要求事項などは組合までお知らせください。

・ご意見・ご要望の宛先:kit_shikko@googlegroups.com

・匿名で声を寄せられる場としてのフォーム:<https://forms.gle/xNYPweCy8LoWVNKA>